


新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

平成 22年 2月 24日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿

会社名	株式会社トカイ	印
代表者の	代表取締役社長	
役職		
氏名(署名)	小野木孝	

当社の代表取締役社長である小野木孝二は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）、新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

当社は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）等が適正に作成されるために、下記の内部管理体制が整備され、機能していることを確認いたしました。

記

1. 重要な経営情報が適切に報告される体制

取締役会（原則月1回以上）、取締役、監査役を始め当社執行役員、子会社役員等にて構成される役員会（原則月2回以上）を開催し、経営上重要な事項及び業務執行状況が付議・報告される体制が整備されております。

2. 各部門において業務執行が適切に行なえる体制

規程により各組織の職務分掌、責任・権限が明確化されており、個々の業務執行については、体系的に整備された規程及びその下位に位置する実施要領、マニュアル等に基づき行なわれております。

3. 監査により内部管理体制の有効性を検証する体制

上記2.の遵守状況、内部管理体制の適正性について監査室が検証をしております。会計帳簿の真実性、会計処理の適切性、計算書類・附属明細書の適法性等については、会計監査人が検証し、監査役が監査手続きの適正性を確認しております。必要に応じ是正・改善の提言をすると共に検証結果につきましては、取締役等に報告する体制が整備されております。

4. 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）等が適切に作成される体制

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）等の作成に当たっては、項目ごとに担当部門と責任者が明確になっており、各責任者による記載内容点検の後、一次案から最終案に至るまで、段階的に確認者を設けて作成する体制が構築されております。記載内容につきましては、「企業内容等の開示に関する内閣府令」「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係法令に基づき、重要な点において適切に記載されていることを確認しております。